

献呈の辞

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学法科大学院 公開日: 2018-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 恒川, 隆生 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00025890

献 呈 の 辞

大学院法務研究科長 恒 川 隆 生

阿波連正一先生は、本年3月31日を以て定年を迎えられ、静岡大学をご退職されました。私たち大学院法務研究科教員一同は、本号を阿波連先生のご退職のお祝いとして、先生に献呈致します。

阿波連先生は、1952（昭和27）年9月に沖縄県国頭郡にお生まれになり、立命館大学第一法学部をご卒業後、早稲田大学大学院法学研究科に入学され、同研究科博士課程前期民事法学専攻修了の後、沖縄に帰られて1985（昭和60）年4月より、沖縄国際大学法学部に奉職されました。しかし、静岡大学に法科大学院が設置された2005（平成17）年4月に、再び沖縄を離れて本学教授として赴任され、静岡で13年を過ごされることになりました。

阿波連先生のご専攻は民事法であり、法科大学院の担当科目としては基本科目の民法（不動産法、契約法、不法行為法等）及び展開先端科目である環境私法を講じられましたが、ご研究の面ではとくに不法行為法と土地法を一貫して進めてこられました。

まず、不法行為法については、権利侵害論・違法性論を中心として、それを公害・環境法の研究へと展開されてきました。その特質は、従来の権利侵害と違法性の関係を要件事実論の観点から捉えた上、違法行為類型をもとに、権利侵害を構成要件（請求原因）として違法性阻却事由（抗弁）で違法性が阻却されるとする理論構成を図った点にあるとされています。また、環境・公害法においては、その延長線上で違法性と受忍限度論、共同不法行為と因果関係論の研究を進められました。

他方で、阿波連先生の土地所有権論に関する研究は、群を抜いて独創的な着眼点と方法に規定されてきたといえるでしょう。その研究の基底には、沖縄における米軍基地の加重負担が存在し、民事法的な近代土地所有権から削り落とされた近代国民国家が確立すべき土地所有権とでもいうべき公法的性格が重要な要素として組み込まれていることからその特色は明らかです。法律に根拠がおかれる土地利用権の問題では

なく、土地所有権の次元でその法的性質を解釈論として示唆し、そこから土地利用政策の正当性を批判的に評価しようとする方法論は、当然のことながら民事法学や公法学においてさまざまな議論を生じさせることと思われませんが、この点は、阿波連先生がご退職直前に公刊された著作である『沖縄の米軍基地過重負担と土地所有権—辺野古の海の光を観る』（日本評論社）をめぐって、学問的な検討が開始されるものと予測しております。

以上、ごく簡潔にご紹介したとおり、阿波連先生はご専門分野において、ユニークかつ大胆な業績を重ねてこられました。さらに、退職後は、帰郷された沖縄において、米軍の普天間基地の辺野古への移設問題などをめぐる指導的な提言や指摘を積極的に行っておられるとうかがっています。今後とも、阿波連先生のご活躍と法理論におけるご貢献を期待しつつ、静岡の地より、心から先生のご健勝をお祈りしております。